

鳥取県再エネ100宣言RE Action推進事業補助金交付要綱別表第1号第2欄の規定に基づき脱炭素社会推進課長が別途定める者

再エネ100宣言RE Action推進事業補助金交付要綱 別表第1号第2欄の規定に基づき脱炭素社会推進課長が別途定める者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 経済産業省資源エネルギー庁の「中小企業等エネルギー利用最適化推進事業費（地域エネルギー利用最適化・省エネルギー診断拡充事業）」の交付決定を受けた診断機関（省エネお助け隊または登録診断機関）
- (2) 鳥取県登録省エネ診断員
- (3) その他、脱炭素社会推進課長が認める者